

# 公売に参加するには



公売に  
参加したい  
のですが…



## 公売の手続について

公売とは、差押財産を国が売却することです。  
公売には原則としてどなたでも参加できます。

### 公売に参加するには

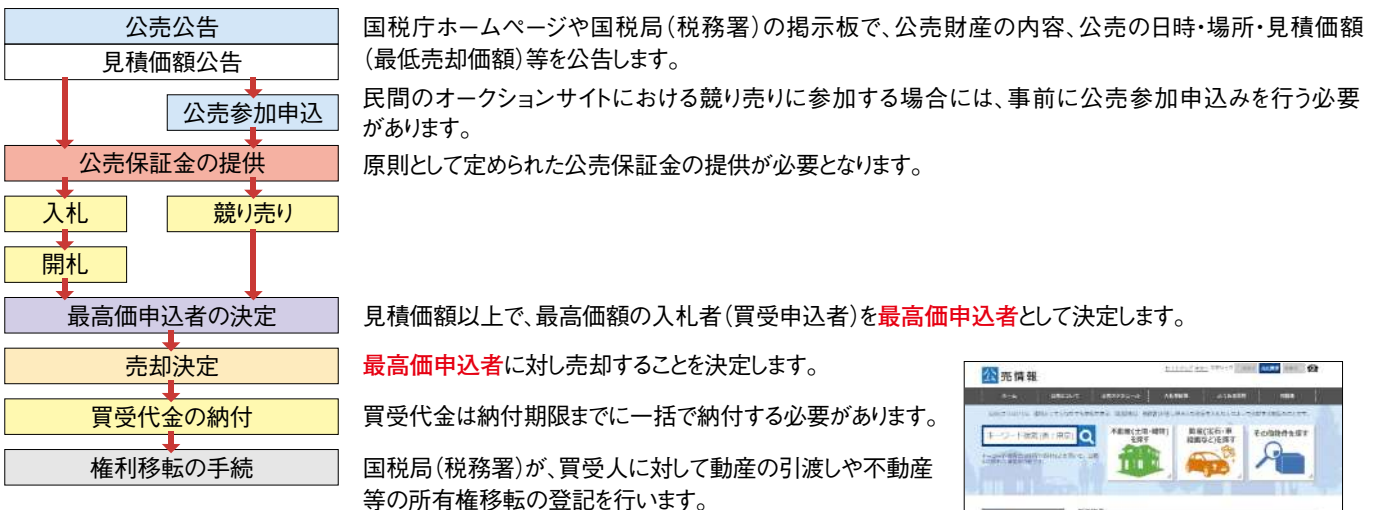
公売とは、滞納者が税金を納付しない場合、差し押さえた財産を入札等の方法により売却して金銭に換え、滞納国税に充てる手続のことです。公売される財産の種類、公売の方法などは、次のようになっています。

公売の参加資格	原則として、どなたでも参加することができます。 <sup>(※1)</sup> ただし、次の方は参加できません。 ①滞納者 <sup>(※2)</sup> 、②国税庁、国税局、税務署の職員、③公売への参加を制限されている方
公売される財産の種類	・土地、建物等の不動産 ・絵画、宝石、時計等の動産 ・自動車、ゴルフ会員権等
公売の方法	入札 入札を行った参加者のうち、最高価額の入札者に売却する方法です。 ・期日入札:特定の公売日に、 <b>公売会場</b> で提出された入札書を、その日に開札します。 ・期間入札:定められた期間内に、直接又は <b>郵送等</b> で提出された入札書を、別の日に開札します。 ※入札手続は、国税庁ホームページの「公売情報」( <a href="https://www.koubai.nta.go.jp">https://www.koubai.nta.go.jp</a> )からオンラインで行うこともできます。
	競り売り 買受希望者が順次高価な買受申込みを行い、 <b>最高価額の買受申込者</b> に売却する方法です。 なお、競り売りは、民間のオークションサイトにおいても実施しています。

※1 農地のように一定の資格が必要となる場合があります。

※2 滞納者は自己の財産を買い受けることができません。

### 公売手続の流れ



- 差押財産の売却方法には「公売」のほか、「広告によって行う随意契約による売却」があります。「広告によって行う随意契約による売却」とは、一定期間、差押財産を随意契約により売却する旨を広告し、最初の買受申込者に売却する方法です。
- 不動産の入札や買受申込みを行うためには、事前に「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」を提出する必要があります。
- 動産、自動車等を公売する場合には、事前に下見会を開催する場合があります。
- 公売や下見会に関する情報は、国税庁ホームページの「公売情報」(<https://www.koubai.nta.go.jp>)をご覧ください。



(国税庁ホームページ「公売情報」)



上記のサイトは  
左のコードから  
ご覧になれます。